

静岡県中部5市2町首長会議規約

(会の目的)

第1条 この会は、情報交換及び共通する行政問題に関する協議を行い、もって静岡県中部地域の発展に資することを目的とする。

(会の名称)

第2条 この会は、静岡県中部5市2町首長会議（以下「市町長会議」という。）と称する。

(会の構成)

第3条 市町長会議は、静岡市長、島田市長、焼津市長、藤枝市長、牧之原市長、吉田町長及び川根本町長を会員として組織する。

(会長)

第4条 会長は、会員の互選により決定する。

2 会長の任期は、2年とする。

(会長の職務代理)

第5条 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した会員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 市町長会議は、会長がこれを招集する。

2 市町長会議の開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめこれを会員に通知しなければならない。

(副市長副町長会議)

第7条 市町長会議の協議に基づき、会員が属するすべての市町が連携して取り組むため、副市長副町長会議（以下「副市町長会議」という。）を置くものとする。

2 副市町長会議の構成員は、各会員がその属する市町の副市長、副町長のうちから選任する。

(担当部課長会)

第7条の2 市町長会議の協議を推進するため、担当部課長会を置くものとする。

2 担当部課長会の構成員は、各会員がその属する市町の職員のうちから選任する。

(広域政策研究会)

第8条 担当部課長会が広域行政の推進に必要と認める事項について、調査研究及び資料の収集を行い共同施策などを協議するため、広域政策研究会を置くものとする。

2 広域政策研究会の構成員は、担当部課長会の構成員がその属する市町の職員のうちから選

任する。

(事務職員)

第9条 市町長会議の庶務を処理させるため、事務職員若干人を置く。

- 2 事務職員は、各会員がその属する市町の職員のうちから選任する。
- 3 事務職員は、上司の指揮を受け、市町長会議の事務に従事する。

(事務局)

第10条 事務局は、会長の属する市または町に置く。

- 2 会長は、前条の事務職員のうちから主任の者（以下「事務局長」という。）並びに事務局長を補佐する者（以下「事務局次長」という。）及び会計を定めなければならない。
- 3 事務局長は、会長の命を受け、市町長会議の事務を掌理する。
- 4 事務局次長は、事務局長の命を受け、市町長会議の事務を執行する。
- 5 会計は、事務局長の命を受け、市町長会議の出納その他の会計事務を掌理する。

(経費の支弁方法)

第11条 市町長会議の事務に要する費用は、会員の属する市及び町が負担する。

- 2 前項の規定により会員の属する市及び町が負担すべき額は、市町長会議の歳入歳出予算の定めるところによる。

(予算)

第12条 市町長会議の予算は、前条第1項の規定による負担金、繰越金その他の収入を歳入とし、市町長会議の事務に要する費用を歳出とする。

(予算の調製等)

第13条 会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、会員の承認を受けなければならない。

- 2 市町長会議の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第14条 会長は、既定の歳入歳出予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを会員に提出することができる。

- 2 前項の規定による補正予算が会員の承認を受けた場合において、既定予算が増額され、その増額された額が会員の属する市及び町において負担することとなるときは、会員の属する市及び町は当該負担すべき額を、市町長会議にすみやかに納付しなければならない。

(決算)

第15条 会長は、毎会計年度終了後3月以内に市町長会議の決算を調製し、会員の認定を受けなければならない。

(定めのない事項の処理)

第16条 この規約に定めのない事項については、会員の協議により処理するものとする。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年2月9日から施行する。